

瓦礫処理が、絶対安全であると確信しているのであれば、この項目は必要ありません。不測に事態が起きることを想定して、事業を行っている証拠です。そもそも瓦礫焼却が「安全」だという科学的根拠はなく、危険であることを証明している1項です。

#### 経費の負担 第7条

この協定に基づく災害廃棄物の処理に係る経費の負担については、甲は、次の通りに対応するものとする。

- (1) 甲が委託した物に係る経費について、甲が負担するものとする。
- (2) 甲以外の物が委託したものに係る経費については、前条の契約の中に明確に想定するように甲は助言するものとする。

質問 14 甲のあっせん手数料、乙のあっせん手数料、排出市町村の委託費、運搬それぞれの金額は決まっていますか。また費用の授受方式 記帳法をどうするのですか。公共事業であれば、前もってそれらの規約が必要ですが、どうお考えかお答えください。

2. 次に「これまでに公表されている各調査結果、現地視察の結果、放射能に汚染されていないものと判断して」について、質問します。

1. において「基本協定書」の問題点を質問してきましたが、この2に関しての「公式」文書が発表されていません。

質問 15 各調査結果とは何を指していますか。具体的に示してください。また、現地視察結果とは具体的にどんな視察内容であったのか。どんな報告、そのデータが公表されたのか。受け入れの方針を決定したとされる、その根拠になる「公式」の文書がありましたら、示してください。「受け入れ」の方針で取り組んでいる、その判断にしている文書は「公式」でなければなりません。

この回答書で、看過できない重大なことは「放射能に汚染されていないものと判断して」受け入れの方針であるとしていることです。今度の原発事故によってどれほど多くの放射能によって福島だけでなく、日本中が汚染されたか、世界にも放射能の影響が伝えられています。このような危機的な状況の中で、岩手（野田村を含めて）は放射能に汚染されていないとどうして判断できるのですか。汚染の有無はどのように測定がされたのか、その結果をどのような基準によって、誰によって判断されたのかが、大事ではないでしょうか。

質問 16 市長のこの「判断」の根拠になっているのはなにか。その判断の根拠になっている科学的・客観的データをすべて示し、「汚染されていない」と判断する科学的根拠を全市民に公表してください。